

町 長	助 役	課 長	主 幹	担 当	合 議
					企画振興班

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	3 1 8
		決裁期日	平成 1 9 年 1 月 2 5 日
名 称	第 1 4 回政策調整会議		
日 時	平成 1 9 年 1 月 2 4 日 (水) 午後 2 時 0 0 分 ~ 午後 3 時 5 0 分		
場 所	役場 2 階 審 議 室		
出席者	田浦助役、佐藤総務課長、尾崎町民生活課長、米田保健福祉課長、 小澤産業振興課長、岡崎教育振興課長、北川企画財政課長、 深山主査		8 名
内 容	下記のとおり		

開 会

議長あいさつ (田浦助役)

- ・ 1 月 23 日をもって、平成 19 年度予算の町長査定を終了した。
- ・ 町長政策予算枠の調整後、1 月 29 日開催の臨時課長会議において、予算案骨格の確定をする。
- ・ 本日の審議事項は、4 月 1 日施行の組織機構改革に伴い、本会議のあり方を協議する。
- ・ 平成 11 年設置から現在まで運営しているが、規則で定めている機能の会議として、理想の会議となっているかは継続した課題である。

1 組織機構改革に伴う政策調整会議のあり方について

[事務局から資料により説明]

[協議内容 (全体協議)]

(会議のあり方)

- ・ 現段階でできるものは、要綱を手直しして実施することとする。
- ・ 本会議の審議事項は企画財政課事務分掌と重複している事項もあり、すみ分けが不明瞭である。本来の企画財政課の機能を発揮すれば、本会議の必要性が低

くなるのではないか。

- ・ 現状課題の総合調整機能を高めるための具体的方策の構築が必要である。
- ・ 課長会議は町長からの指示・提案事項を組織決定する機能ではないか。
- ・ 設置から8年経過し、組織全体で本会議の役割が不明瞭となっているのではないか。
- ・ 本会議は、設置目的どおり、施策の方向付けも審議決定している。
- ・ 複数課に関わる事案の調整の場として本会議を活用している。
- ・ 課長会議は組織決定の会議であり、政策調整会議は組織決定に耐えられる施策の横断的調整の会議として機能強化すべき。
- ・ 施策の提案部署は、原課・政策調整会議・町長(の指示)が考えられるが、まずは原課が組織での役割を全うし、政策調整会議が横断的な調整により施策熟度を高めて、町長の意思決定判断を得、町政運営していくべき。

(審議事項)

- ・ 協議書事案について、方向性を示さないで本会議にかけている事案もあり、原課の企画立案が課題である。
- ・ 本会議は組織決定すべき事項の熟度を高める前裁きの機能を強化すべき。
- ・ 政策的に整理すべき事案が明確でないため、まず、これを整理すべきではないか。
- ・ 行財政運営の骨格の論議が必要である。
- ・ 町の目指すべき方向の協議が必要である。
- ・ 町政運営の課題を横断的に協議すべき。
- ・ 施策の企画立案に厚みを増す会議でなければならない。
- ・ 原課が本会議に何を協議すべきか、本会議に何を求めるのか体系付けが必要である。
- ・ 潜在的な課題は少なくないので、将来の目指すべき方向を協議して取り組む必要がある。
- ・ 当面は、行革実施計画で位置付けている平成20年度一般会計60億円以内の財政規模を達成する論議に集中する。

(構成について)

- ・ 組織機構改革により課長職が減少し、本会議と人数が4名しか変わらないので、課長会議で本会議の役割を担うことも可能ではないか。
- ・ 例えば、本町の組織構造的に課長職が他自治体でいう部長職であれば、課長会議が組織決定最高機関となり、調整会議は筆頭主幹職で運営することも可能ではないか。まずは、総括主幹・主査の組織での位置付けが必要である。

[総 括]

- ・ 本会議の運営方法については継続的に協議し、改善することとする。

- ・ 要綱等の一部改正は、組織機構改革・地方自治法改正に伴う字句修正のみ行うよう進めること。

2 投資的事業について

[事務局から資料により説明]

- ・ 大規模改修事業の財源は公共施設整備基金を充当している。
- ・ 本表では、調整交付金事業を一般財源扱いしていない。
- ・ 予算編成会議で投資的事業の位置付けは政策調整会議で行うこととしており、歳入に大きな変化がない限り、これまでの協議経過を踏まえ、本資料をもって事業費を了承されたい。(町長政策予算分は追加となる。)
- ・ 投資的事業の内訳は、1月29日開催の臨時課長会議で予算案骨格の一部資料として提出を予定している。
- ・ 投資的事業の一部である調整交付金事業の充当配分についても、資料のとおり了承されたい。了承後、関係課に通知する。

[協議内容(全体協議)]

- ・ 全体了承。

[総括]

- ・ 投資的事業内訳と調整交付金充当事業について、1月29日開催の臨時課長会議に提出する。

3 その他

- ・ H19 実施計画作成について、平成21年度事業の記載について協議し、基となる総合計画がないので、記載方法を改善する指示を受けた。